



平成28年4月からの

〈幼稚園〉〈保育所〉

入園・入所手続き

【お問合せ】 村教育委員会学校教育課子ども育成室 ☎ 885-0340 (内) 232

幼稚園・保育所を利用する手続きについて

幼稚園・保育所の入園・入所申し込み手続きにおいて、平成27年度から「認定証」が必要となりました。認定証は、入園・入所申し込み手続きの流れの中で交付を受けます。

《認定の区分》

- ・ 児童（満3歳以上）の教育を希望する場合…【1号認定】
* 利用施設…幼稚園、認定こども園（教育部分）
- ・ 「保育を必要とする事由」に該当する保護者が児童の保育を希望する場合…【2号認定・3号認定】
* 利用施設…保育所、認定こども園等（保育部分）

《保育を必要とする事由》

入園・入所申し込みをする児童の保護者が、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①月に60時間を超える就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居親族等の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DVのおそれがある
- ⑨育児休暇取得時に、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要
- ⑩その他、前各号に類している状態として村が認める場合

入園・入所申し込み手続きの流れ

入園・入所申し込み手続きは、以下の利用施設により異なります。

《幼稚園、認定こども園（教育部分）》

1. 利用を希望する施設に、直接お申し込みください。

* 入園内定後、施設を経由してお住まいの市町村への認定申請と認定証交付を行います。

【注意点】 新制度に移行していない私立幼稚園には認定証は必要ありませんので、私立幼稚園に入園を希望する場合は、認定証が必要かどうか入園したい私立幼稚園に直接ご確認ください。

2. 施設と契約をしていただきます。

* 美浦幼稚園の入園申し込みの受付期間は、10月15日（木）～23日（金）の平日となります。

《保育所、認定こども園（保育部分）》

1. お住まいの市町村に「保育の必要性」の認定の申請と施設利用希望の申請をしてください。
2. 保育を必要とする事由と保育の必要量に応じて「認定証」が交付されます。
3. 申請者の希望や施設の状況等により、市町村が利用調整します。
4. 施設と契約をしていただきます。

◎お詫びと訂正

広報みほ9月号13Pの表の最下段中「保育料」において、「同一世帯で、年少組から小学校3年生までの範囲に兄弟姉妹がいる場合は」とありましたが、正しくは「保育所・幼稚園等に兄弟が入所している場合は」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

平成28年度村立保育所入所のご案内

- ◇入所開始 平成28年4月1日から
- ◇入所対象 村内在住で現在未入所の乳幼児
* 乳児は入所日に生後6カ月超であること。
- ◇受付日時 11月24日（火）～27日（金）
午後1時30分～午後4時
- ◇申請場所 村学校教育課子ども育成室
- ◇必要書類 支給認定申請書兼利用申込書、
各種証明書（父母・祖父母等）
* 申請書および各種証明書は、村学校教育課もしくは各保育所に配置してあります。

他市町村の施設の利用を希望する方へ

村に、「保育の必要性」の認定と施設利用希望の申請をしてください。

* 村への申請にあたっては、受入対象要件や申請受付の締切等、市町村によって異なる事項がありますので、利用したい施設のある市町村へ事前にお問い合わせください。